

# 市税を前納すると報奨金が！

平成17年度から、固定資産税および市・県民税について全期前納報奨金制度が始まります。全期前納されると、報奨金として第2期分の税額の1,000分の5に納期前月数をかけた金額が（報奨金の上限は税目ごとに5万円です。）税額から差し引かれます。

全期前納報奨金 = 第2期分の税額 × 0.005 × 納期前月数

☆平成17年度の納期前月数は、固定資産税が18ヶ月、市・県民税が10ヶ月です。

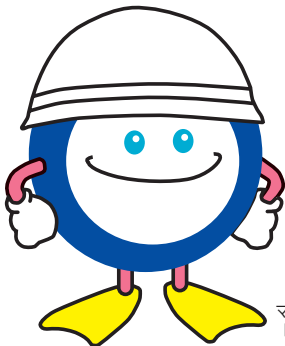
(例1) 固定資産税の年税額20万円(各期の税額5万円)の場合 → 50,000円 × 0.005 × 18ヶ月 = 4,500円

(例2) 市・県民税の年税額12万円(各期の税額3万円)の場合 → 30,000円 × 0.005 × 10ヶ月 = 1,500円

全期前納をされる方は、

- ①全期前納納付書で、各税の第1期納期日前に年間の税額を全額納めてください。  
☆平成17年度の第1期納期日は、固定資産税が5月2日(月)、市・県民税が6月30日(木)です。
- ②口座振替による方法では、平成17年3月末日までに取引金融機関で口座振替納付依頼書を提出してください。  
また、以前から期別ごとの納付を口座振替でされている方についても、再度手続きが必要となります。  
※旧鹿北3町の方で全期前納を口座振替されていた方については、再度手続きをする必要はありません。

※詳しいお問い合わせは 本庁 総務部税務課 ☎53-8413



マスコットキャラクター「スイスイ」

## 下水道の加入(接続)について

市では、一日でも早く快適な生活をしていただくために『補助金交付制度』、『融資あっせん制度』を設けました。また、下水道が使用できるようになり3年を過ぎても未加入者の方は『し尿等処分手数料』を徴収します。

### ●補助金交付制度● ※補助金の交付は重複して受けることはできません。

補助金の種類	対象者	内容
限度額30万円補助	一般家庭	供用開始後1年以内に接続工事を完了し、必要工事費が50万円を超えたときに、最高で30万円まで交付します。
限度額5万円補助	中島、田鶴浜、能登島地区の一般家庭	新市誕生後1年以内に接続工事を完了し、必要工事費が50万円を超えたときに、最高で5万円まで交付します。
一律30万円補助	合併浄化槽設置済の一般家庭	供用開始後3年以内に接続工事を完了した場合、一律30万円を交付します。

### ●融資あっせん制度●

供用開始から3年以内に下水道接続を行った場合、必要工事費につき100万円を限度に市内の金融機関に融資をあっせんし、その利子を市が補給する制度です。

### ●し尿等処分手数料の徴収●

供用開始から3年を過ぎても下水道に接続をしない場合には、し尿および浄化槽汚泥抜き取り処分費の実費を徴収します。費用は1トンにつき6,000円(1リットル6円)です。

ただし中島、田鶴浜、能登島の各地区の方は、新市誕生後1年間は徴収が猶予されます。

※平成17年10月1日より徴収します。

お問い合わせは

本庁 料金業務課 ☎53-8431 中島支所 上下水道課 ☎66-2348

田鶴浜支所 上下水道課 ☎68-6317 能登島支所 上下水道課 ☎84-1111